

自由と人権

NO.4 (2021.4.3)

編集・発行：「自由と人権」榎本（090-1884-5757）

ホームページ <http://www.bbm-a.jp/~eno-takanosu1737/jiyu/index.htm>

目次

- ① 「ぼくの好きな先生」 P1
- ② 「軍事研究反対声明陳情」報告 P2～3
- ③ 中央公民館長チラシ配置拒否事件 P3～7
- ④ 「東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情裁判 P7
- ⑤ いーたい ほーだい P8
- ⑥ 本の紹介 P8

ぼくの好きな先生

作詞 忌野清志郎

唄 RCサクセション

たばこを吸いながら いつでもつまらなそうに
たばこを吸いながら いつでも部屋に一人
ぼくの好きな先生
ぼくの好きなおじさん
たばこと絵の具のにおいの あの部屋にいつも一人
たばこを吸いながら キャンバスに向ってた

ぼくの好きな先生
ぼくの好きなおじさん

たばこを吸いながら 困ったような顔して
遅刻の多いぼくを 口数も少なくしかるのさ

ぼくの好きな先生
ぼくの好きなおじさん

たばこと絵の具のにおいの ぼくの好きなおじさん

たばこを吸いながら あの部屋にいつも一人
ぼくと同じなんだ 職員室がきれいなのだ

ぼくの好きな先生
ぼくの好きなおじさん

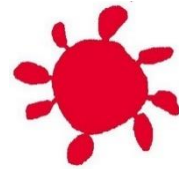
たばこを吸いながら 劣等生のこのぼくに
すてきな話をしてくれた ちっとも先生らしくない

ぼくの好きな先生
ぼくの好きなおじさん

たばこと絵の具のにおいの ぼくの好きなおじさん



「軍事研究反対声明陳情」報告 —公明党の対応はすりガラス—



「日本学術会議 2017 年声明を支持し、国に対して申し入れすることを求める陳情」 審議・採決報告と若干の感想

まず結果からご報告します。

3 月 12 日（金）の東大和市議会本会議で上記陳情が審議・採決されました。採決結果は、以下のとおりの賛否で、残念ながら不採択となりました。

賛成：9（興市会 2・やまとみどり 3・日本共産党 3・無所属（実川議員）1）

反対：12（自由民主党 5・公明党 5・正和会 2）

陳情に賛同いただいた皆さま、ご協力くださった皆さまに、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。以下は審議の詳細と若干の感想です。

【審議内容】

賛成討論としては森田議員（共産党）・中野議員（やまとみどり）が登壇

森田真一議員は、日本学術会議の軍事研究反対声明について、過去 3 回の発出について触れ、その今日的な意義について発言、また、中野志乃夫議員は日本学術会議に対する現政権の不当な扱いと軍事研究反対声明についての関連について述べました。

反対討論としての東口正美議員（公明）の発言は、途中までは賛成討論かと思わせるようなものでした。ラッセル・アインシュタイン宣言や東大和市平和都市宣言、果てはこの会議で提案されている「核兵器禁止条約の発効を支持し、世界の恒久平和と核兵器廃絶を誓う決議」（議長を除く全 20 名の議員による議案）まで言及したので、よもやとは思いつつも聞き続けると、2017 年声明の自主・自律・公開の原則に違和感がある」（??）との理由で反対するとのこと（あまりにアクロバットな論理展開で、正確な記録ができませんでした）。

同じく反対討論に立った根岸聡彦議員（自民）の発言内容は、基本的には総務委員会でのそれと同様でした。日本学術会議の声明そのものに反対するものではないが、陳情の内容に疑問がある（であれば、会って対話してもらいたかったものだ※）。「軍事研究」の定義があいまい、他国の軍事開発の発展に後れをとる、軍事研究反対の宣言は（自由な軍事研究を妨げることになり、）憲法 23 条の学問の自由の侵害になるというのがその理由でした。※自民党会派は陳情提出者との面談を拒絶した。

（本会議の様子は、私のメモと記憶をもとに再現したもので、細かいところは違っているかもしれません。



後日発表される議事録や、ネット中継の録画でご確認ください。)

言うまでもないことですが、軍事研究そのものが学問の自由を侵害すること、軍事研究こそが自由を担保すべき自主・自律。公開を侵すものであることは、歴史に目を向ければ明らかなことです。

さすがに、「軍事研究は、わが国の経済発展と安全保障にとって重要なものである」のごとき正面切った反対論を展開できなかった（そこまでの覚悟も認識もなかった？）のは、市民の反感を買うことをと恐れたものでしょう。とはいえ、私たちがそのような「恐れられる市民」であると自認するのが妥当かどうかは、大いに疑問のあるところです。

「中央」での闘いはもちろん重要ですが、地域からもっと声があがらなければ、現政権による任命拒否問題も日本学術会議の改編策動も止められないのではないかと危惧します。地域こそが、反戦・平和を訴えるにはとても有効なフィールドだと思います。

これまで任命拒否問題は多くの団体や組合が反対声明や決議をあげていますが、地方自治体でのような決議をあげたのは（私が知る範囲では）埼玉県東松山市のみです。地域がないがしろにされているとは思いますが、これも私たちが、為政者から恐れられる存在でなくなったことの表れでしょうか。

総務委員会での採決の結果

合わせて3月5日に開かれた総務委員会での採決についてもご報告しておきます。

上記陳情は、賛成3 反対4 で不採択となりました。詳しくは以下のとおりです。

賛成は森田議員（共産）・中野議員（やまとみどり）大后議員（興市会）の3名です。

反対は根岸議員（自民）・蜂須賀議員（自民）・和知議員（正和会）・東口議員（公明）の4名です。

採決には加わりませんでしたが、総務委員長は荒畑議員（公明）です。

東大和市中央公民館長による「裁判ごっこ」チラシ配置拒否事件

まずは次ページのチラシを見てほしい。下がもともとのチラシ、上書き換えさせられた部分。

「東大和市 子ども・子育て憲章」の制定見直しを求める陳情の東大和市議会での取り扱いについて納得できないことがあるので、東京地方裁判所立川支部に損害賠償請求訴訟というかたちで提訴していることはご報告しました。そのことを話し合うため、下のようなチラシを作りました。公民館等の市の施設にそのチラシ置かせてもらうため、2月24日、中央公民館に出かけました。

【中央公民館窓口での対応】

窓口で係の職員に見せたところ、館長が代わって窓口に残れ、これは置くことができないということです。理由を尋ねると、公民館に法廷などない、公判の記載もおかしい。市民から説明を求められたら、職員がいちいち説明しなくてはならなくなるので、館長としてそんなことはさせられないからであるとのこと。

こちらそんな説明では到底納得できないので、次のように反論しました。タイトルに「裁判ごっこ」とあるように、これは裁判もじったパロディーであり、シャレとしての表現である。「法廷」とあるが、誤解のないように、後ろにカッコして「学習室」と書いている。もし疑問に思う人がいたとしても、連絡先が記載してあるのだから、主催者に連絡してくるはずである。

館長は「私にはこれがシャレに見えない。書き換えしてもらわなければ置くことはできない。」という。

「公判」と「法廷」を消せば、置かせるのかと聞くと、「それは出来上がったものを見ないと何とも言えない」との高圧的な態度。

【泣く泣く認めた書き換え】

期日は3月7日だからあと2週間もない。交渉を続けてもいいのだが、周知期間がさらに短くなってしまったのでは元も子もない。納得はできないながらも「公判」と「法廷」の文字を二重線で消し、「法廷」の下には「ところ」と入れた。上書きにして、元の文字を消さなかったのは、不当な書き換え要求によって訂正したことを示すため。

翌日、訂正した他チラシをもって窓口に行く。館長にけして納得して直したわけではない、このことについてはあとでしかるべき対応をとらせてもらおうと言いおいた。

このチラシ配置拒否は、社会教育課の管轄である公民館・図書館等ばかりでなく、市役所所管の市民センター・集会所などにも及んだ。

【続・配置拒否事件】

ところが、「チラシ配置拒否」はこれに留まらなかった。

訂正チラシの再配置を依頼した翌日の26日、今度は「自由と人権通信 NO.3」を中央公民館に持参した。もちろん公民館への配置を依頼するためである。またしても館長が出てきて、通信のページをチ

裁判ごっこ

主催：自由と人権

事件名：損害買収請求事件
被告：東大和市（東大和市議会）
原告：東大和市内外市民
公判日時：3月7日（日）13時30分～16時
法廷：東大和市中央公民館203法廷（学習室）
ところ



このように書き換えさせられた

裁判ごっこ

主催：自由と人権

事件名：損害賠償請求事件
被告：東大和市（東大和市議会）
原告：東大和市内外市民
公判日時：3月7日（日）13時30分～16時
法廷：東大和市中央公民館203法廷（学習室）



2020年2月、東大和市議会で「議長預かり」として、不当にも審議するされなかった「東大和市子ども子育て憲章」反対陳情。そのことを理由に、損害賠償訴訟を本人訴訟で闘っています。

裁判をせかずに、みんなでカンカンガクガク、言いたい放題、話あいましょう！

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告



傍聴、ひやかし、野次馬、歓迎！

※新型コロナウイルス感染防止のため、三密を避け、公判を維持します。
※熱のある方、体調のすぐれない方の傍聴、ないし出廷はご遠慮ください。

ご参加の方は、事前に
書記官「自由と人権」様090-1884-5757までご連絡ください。

ェックし始めた（彼にとっては必要な行為なのかもしれないが、こちらからすれば検閲を受けているようできわめて感じが悪い）。そして、7ページ目でその手が止まった。

「これはだめだよ、シャレにならない、公判も法廷もないんだから」と勝ち誇ったように言う。

確かに前回のチラシを少し小さくしたものを通信にも掲載していた。やはりそう言うかと予測はしていたが、こんどは書き換えに応じる気はない。通信は少しぐらい配置が遅れても困らない。

「個人的な感覚で配置を拒否するなら、これ以上話しても無駄だ。あなたの上司に申し入れる。」と公民館を後にし、社会教育課に向かった。いうまでもなく公民館の所管官庁だ。

【社会教育課で】

社会教育課で社会教育部長が対応してくれた。中央公民館長がこういう理由でチラシと通信の配置を認めなかった。チラシについては納得できないながらも訂正に応じたが、いずれ正式な手続きをとる用意がある。通信については訂正に応じる気はない。これは表現の自由にかかわる重大な問題だ、と訴えた。

ここでのやり取り、その後の電話での対応については、まだ他にもいろいろあったのだが、すべて書いているときりがないので割愛する。とにかく、その場では結論が出せないで、1日待ってくれという。「明日は土曜日で、閉庁日だろう」というと議会があるから出てきているとのこと。

うちに帰ったら、社会教育部長から電話で、「明日までといったが、水曜日まで待ってほしい」と変更を求めてきた。そんなに待てない、そうでなくともこちらは配布を3日以上伸ばされることになるのだと突き返した。しかし、中央公民館館長の弁明も聞かなければならないのでという理由を認めて、火曜日まで待つことにした。

【文書課での対応】

場面は26日の金曜日に戻る。

社会教育課に行った帰り、この件に対する行政不服審査を申し出るべく、市役所の文書課に足を運んだ。そこででの対応がまた驚くべきものだった。

初めに対応してくれたのは文書課文書係の係長。しかし行政不服審査請求を担当するのは彼ではないらしく、あわただしく同課法務係長が交代。ことほど左様に、この種の申し出は少ないらしい。

開口一番、法務係長はこう述べたのだ。「裁判だと何年もかかる。行政不服審査でも何カ月もかかる。ですので、この件は訂正に応じるのが正しいやり方です。」開いた口が塞がらないとはこのことだ。一瞬何を言っているのか理解できなかったほどだ。しかし、彼は善意でそのようなことを平然と述べたのだと気づいた。

たとえ善意から出た言葉だとしても、それでは正されるべきものがいつまでも変わらない。こちらは、表現の自由という基本的な人権が侵されたと感じているのだから訴えたのであって、現実的な効果があると期待して申し出たわけではない。文言の訂正には応じたが、けして納得しているわけではないゆえ、不服審査請求に及んだのだということを述べ、法務係長には前言を撤回させた。

中央公民館館長もそうだが、窓口対応する職員が基本的人権感覚に欠けると、結局市民が犠牲になる。市民が自らの人権に無自覚だと、言われたままを受け入れ、さらにその悪癖は増幅される。そのようにして地域の民主主義は衰退していく。自らのためにも、市職員のためにも、地域のためにも黙ってはいけぬ。

【行政不服審査請求】

行政不服審査は、裁判では長期化する事案を短期で決着をつけるために設けられた制度である。最終的には行政不服審査会という第三者機関が審査するとはいうものの、第一次審査員は市役所内の（直属ではない）上司、しかも審査会の委員は市当局が任命するのでは、真に公正な判定が下されるか心もとない面がある。

※右図（内閣府大臣官房政府広報室のHPより）参照

（分かりにくいので、今回の事例に即していえば、審査請求人が私、審査庁が東大和市で処分庁か中央公民館館長、審理員が処分庁外の上司である。つまり、四角で囲われた枠内が東大和市役所関係ということになる。）

東大和市における行政不服審査の申し出は、2016年に行政不服審査法が改正されてからの4年間でたったの9件。市役所の対応がそれほど完璧なものかという、どうもそうではないらしい。

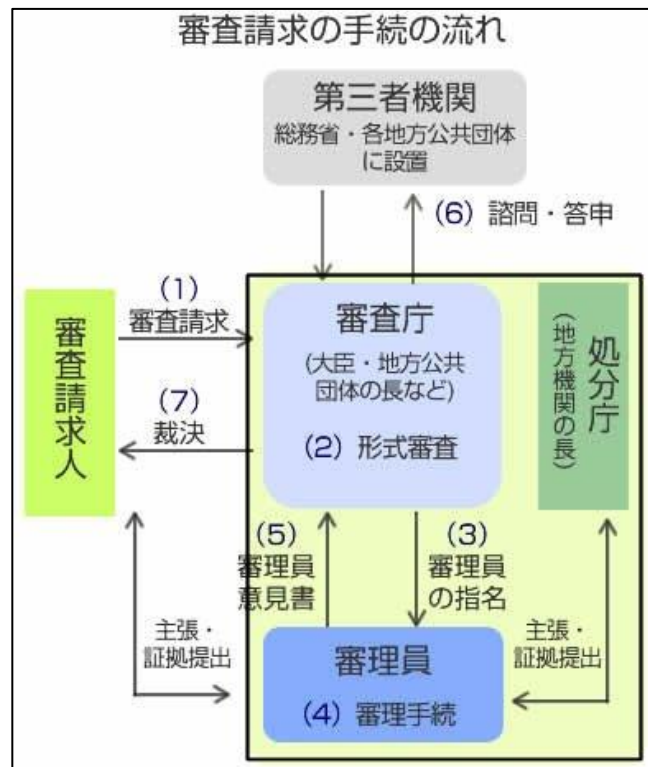
申し出のあった9件のうち却下（申請の要件を満たしていないもの）が1件、棄却（行政庁の処分が適法だったと判断されたもの）6件、その他が2件（2件とも情報公開請求で一部非公開、一部公開となったもの）。9件の請求件数のうち、容認（請求人の訴えが認められること）は1件もない。つまりほとんどの訴えが認められていないわけだ。この決定に不服がある場合は、再審査請求か裁判ということになる。これでは申請しようという意欲が失せてしまおうというもの。

【電話での回答、その1】

週が明けて、月曜と火曜日、電話での回答が立て続けにあった。

まずは月曜日、文書課法務係長より、「審査請求書の提出先は処分庁である中央公民館長になるので、そちらに回しておきます」とのこと。処分した当事者が審査請求書を受け取ったとしても、結論は同じだろうと反論したのだが、改めて直接話すことにして電話を切った。

やはりこの件は誤りだったようだ。行政審査法第4条（審査請求をすべき行政庁）第1項の「処分庁等」に上級行政庁がない場合当該処分庁等」とある。その「上級処分庁がない場合」を誤解したのかもしれない。



直接出向いた窓口でのやりとりでは、上級庁について見解の相違があったが、詳細については割愛する。しかし、担当窓口ですら確定的なことは把握していないということが改めて判明した。ともあれ処分庁は中央公民館館長、上級行政庁である審査庁は東大和市、審査請求窓口は文書課ということで落ち着いた。

しかし、これは考えてみればおかしいことである。（第三者機関としてのし行政不服審査会こそあるが、）東大和市役所の内々の措置にとみられ、不信感を抱かれても仕方がない。処分庁は中央公民館館長ではなく、東大和市なのではないのかとも思う。すると上級行政庁は東京都という考え方があって不思議ではない。相対的にだが、その方が中立性は高くなる。今後の課題となりそうである。

【電話での回答、その2】

3月2日（火）午前に社会教育部長から電話、「冊子は配らせていただきます」こちらからすればあたりまえのこと、そもそも訂正を求めるような内容ではない。

その日の午後、教育委員会に出かけ、社会教育部長に問い質した。

- ① だれが今回の決定をしたのか？→社会教育部長本人
- ② なぜ認めることになったか？→連絡先が書いてあり、問い合わせればわかると判断した。
- ③ なぜ今日（3月2日）まで回答を延ばしたのか？→中央公民館館長の弁明が必要だった。

一部理解できることもあるが、根拠薄弱な点も多い。それに、チラシと通信の整合性はどうなると思ったが、この件は一応決着をみた。

しかし、今後また同じことが起こらないとは限らないし、行政不服審査も申し立てている。その経過についても引き続きご報告したい。



東大和市子ども・子育て憲章」反対陳情裁判 一弁護士に相談してみましたー

3月13日と24日、今回の裁判につき、特に準備書面について相談するため、A氏を伴って弁護士に相談に行きました。

弁護士の言うことはいちいちもっともで、こちらの準備書面がいかにも「アナ」だらけであることを思い知りました。原告としては、行政の不当性を思いきり訴えるという、いわば自称「正義」を振りかざしているわけですが、裁判では基本的に正当・不当を判断するわけではなく、法律にのっとって適法か否かを決する、しかも裁判官という絶対的権限を持つ「独裁者」がそれを裁定するわけです。

もちろん判決文にはでたらめなことは書けないわけで、そこにどうやって原告の主張を反映させられるかというのがポイントになります。

そんなことはいちいちわかっていたはずなのに、いざ自分のこととなると、どうしても主張が先走ってしまいます。これは思い切って弁護士に依頼してみようかという気にもなりました。

第2回公判 4月26日(月)14時30分 東京地裁立川支部401号法廷
集合は14時15分4階待合室 傍聴よろしくをお願いします。

本の紹介コーナー

—コロナのこんな時代だからこそ—

『のらいぬ』（至光社）谷内こうた 『だいこんどのむかし』（ほるぷ出版）渡辺節子 昨・二俣英五郎 絵
『のらいぬ』、この本に出合ったのはいつだったろうか。奥付けに 1975-1976 とあるから、もう 45 年も前のことだ。シンプルで味のある絵、少ない言葉に思いがこもる。コロナのこんな時代だからこそ、ひとりじっくり味わいたい。もうとっくに絶版になっているかと思ったが、ネットで探すと別の出版社から発行されていた。良い本はいつまでたっても読み継がれるものだ。

『だいこんどのむかし』は、15 年ぐらい前に仕事でつかえると思って購入した。障害のある子どもたちに、大きな声で読んで聞かせた。子どもたちも気に入ってくれていたし、読んでいる自分も楽しかった。いつの間にか東北弁のようななまりが自然と身に着いた。何度も何度も読んで聞かせた。

コロナのこんな時代だからこそ、たくさんの子どもたちに、声を出して読んで聞かせたい。

※出版社名は、購入当時のもの



いーたい

ほーだい

「本の紹介コーナー」・「いーたい ほーだい」に原稿募集中！

メールで原稿をお寄せください。



「あいた口がふさがらない。政府が国民に「会食の自粛」を求めているにもかかわらず、政治家の会食が続いている。」これは毎日新聞の記事の書き出しだ。緊急事態宣言下、自公の議員が深夜まで銀座のクラブで飲食。5 人以上の会食を控えるよう政府が呼び掛けていた最中の昨年 12 月には、菅首相や二階自民党幹事長がタレント・有名人ら 8 人と会食。今年 1 月には橋本聖子自民党議員が 6 人で会食。石破自民党元幹事長、山崎拓元自民党副総裁ら 5 人以上で会食と枚挙いとまがない。

政治家がこのていたらくでは、官僚だって負けてはいない。厚労省職員が 23 名で深夜まで送別会。このことをきっかけに他の 2 部署でも 5 人以上の会食があったことが発覚している。事態は厚労省だけではあるまい。官僚が思いつくこと、やっていることはどこでも同じ、これから続々と同様の「事件」が明らかになるだろう。

4 月 1 日の東京新聞では、エイプリルフール特集として、「コロナ禍 深夜クラブ、宴会批判にも懲りず 会食は文化だ！ 政官で日本の伝統守ります」と茶化されていた。

道義はこうして廃れていく。もちろん東京新聞の記事ではない。この国の為政者、それに尽き従う者たち、取り巻きたちのことだ。日本のトップがこれでは、いくら緊急事態宣言を発しても効果得られるはずはない。今まさに第 4 派の到来が目前に迫っている。



「自由と人権通信」は公民館利用登録団体です。基本的人権や市民的自由について考え、行動しています。関心のある方は発行元までご連絡ください。